

八戸市自動体外式除細動器（AED）貸付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、多くの市民の参加が見込まれる営利を目的としないイベント等（以下「イベント等」という。）において、参加者等が突然の心停止状態に陥ったときの救命活動に備えるため、当該イベント等を主催する団体等への自動体外式除細動器（AED）（以下「AED」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 AEDの貸付けの対象となる者は、次のいずれかに該当する団体等の代表者とする。

- (1) 本市に本部または事務局等を有し、イベント等を主催する団体等
- (2) 本市が後援するイベント等を主催する団体等
- (3) その他市長が必要と認めた団体等

（貸付要件）

第3条 AEDの貸付けについては、原則として医療従事者又は普通救命講習会を受講した者が、イベント等の期間を通じてその会場に配置されることを要件とする。

（貸付期間及び貸付台数）

第4条 AEDの貸付期間は、引渡しの日から7日以内とし、貸付台数は、イベント等につき1台とする。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

（貸付料）

第5条 AEDの貸付けは無料とする。

（貸付けの申請）

第6条 AEDの貸付けを受けようとする代表者（以下「申請者」という。）は、貸付希望日の5日前までにAED貸付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（貸付けの承認）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、これを審査し、貸付けを行うことを承認したときは、AED貸付承認書（様式第2号）を申請者に交付するとともに、AED貸付整理台帳（様式第3号）に必要事項を記載するものとする。

（引渡し）

第8条 前条の規定による承認を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、前条の承認書で指定する場所において、当該承認書を提示の上、AED借用書（様式第4号）と引換えにAEDの引渡しを受けるものとする。

（利用者の責務）

第9条 利用者は、AEDを返還するまでの間、善良なる管理者の注意をもって管理するほか、AEDの使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) AEDは、取扱説明書によって適切に使用すること。
- (2) AEDを目的外に使用しないこと。
- (3) AEDを転貸しないこと。

(使用報告)

第10条 利用者は、当該AEDを使用した場合には、AED使用報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(亡失等による賠償等)

第11条 利用者は、故意又は過失により、引渡しを受けたAEDを亡失し、又は破損させた場合には、AED亡失等届出書(様式第6号)を市長に提出するとともに、当該AEDを原状に復し、又は市長が認定した損害額を賠償しなければならない。ただし、不可抗力、その他相当の事情があると市長が認める場合はこの限りではない。

2 利用者は、AEDの電極パッドを目的外に使用したときは、AED亡失届等出書(様式第6号)を市長に提出するとともに、当該AEDの電極パッドを原状に復し、又はその実費を負担するものとする。ただし、不可抗力、その他相当の事情があると市長が認める場合はこの限りではない。

(返還)

第12条 利用者は第7条の承認書に記載された貸付期間が満了したとき又はイベント等の中止等によりAEDを使用する見込みがなくなったときは、AEDを返還するものとする。

2 市長は、公益上、特に必要があると認めるときは、利用者に対し、第7条の規定による承認を取り消し、又は引き渡したAEDの返還を求めることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年 5月18日から施行する

附 則

この要綱は、平成21年 7月15日から施行する

附 則

この要綱は、令和3年 4月 7日から施行する